

公立大学法人敦賀市立看護大学の規程等の制定手続に関する規則

平成26年4月1日

公立大学法人敦賀市立看護大学規則第8号

(趣旨)

第1条 公立大学法人敦賀市立看護大学(以下「法人」という。)及び法人が設置する大学(以下「本学」という。)における規程等の種類、制定改廃に関する手続等については、別に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(規程等の種類)

第2条 規程等の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学則 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第4条に規定する事項その他本学の教学に関する基本的事項について、理事長である学長が定めるもの
- (2) 規則 法人又は本学の組織、運営に関する重要事項について、理事長又は学長が定めるもの
- (3) 選考会議規則 理事長の選考、任期、解任に関する事項について、理事長選考会議の議長が定めるもの
- (4) 規程 法令等、学則若しくは規則の規定により委任された事項又は法人若しくは本学の業務若しくは事務処理上必要な事項について、理事長又は学長が定めるもの
- (5) 細則 規則又は規程を施行するに際して必要な事項を理事長、学長又は事務局長その他の業務責任者が定めるもの
- (6) 要綱等 理事長、学長若しくは事務局長その他の業務責任者若しくは合議体の代表者又は監事はその権限に属する事項の実施について定めるもの

(規程等の名称、形式等)

第3条 規程等の名称には法人の名称を付すものとする。ただし、学務、学生生活、学術研究等に関する規程等については、大学の名称を付することができる。

2 規程等の形式は、法令の形式に準ずるものとする。

3 規程等には、その種類に応じ、暦年ごとに一連の番号を付するものとする。ただし要綱等については、この限りではない。

(制定改廃の手続き)

第4条 規程等の制定改廃の手続は、次の各号によるものとする。

- (1) 学則 理事会、経営審議会(経営に関する部分に限る。)、教育研究審議会(教育研

究に関する部分に限る。)の議を経て、理事長である学長が定める。なお、本学開学当初の学則については、適式に制定されたものとみなす。

- (2) 規則 理事会、経営審議会(経営に関する部分に限る。)又は教育研究審議会(教育研究に関する部分に限る。)に諮って理事長又は学長が定める。ただし、軽微な改正についてはこの限りではない。
 - (3) 選考会議規則 理事長選考会議の議を経て、理事長選考会議の議長が定める。
 - (4) 規程 理事会に諮って理事長又は学長が定める。ただし、事務処理上必要な事項について定める規程の制定及び軽微な改正については、この限りではない。
 - (5) 細則 理事長、学長又は事務局長その他の業務責任者が所要の決裁を経て定める。この場合において、規則又は規程の施行について特に重要な事項について定めようとするときは、業務責任者は当該規則又は規程の制定権者とあらかじめ協議しなければならない。
 - (6) 要綱等 理事長、学長若しくは事務局長その他の業務責任者若しくは合議体の代表者又は監事が所要の決裁等を経て定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準について規程等を定め、又はこれを改廃しようとするときは、経営審議会の議を経なければならない。
 - 3 教員若しくは学生の身分の得喪変更又は教員若しくは学生の研究に関する規程等を定め、又はこれを改廃したときは、教授会に報告しなければならない。

(公布の方法等)

- 第5条 学則、規則又は選考会議規則の制定改廃を行ったときは、大学のウェブサイトに掲載してこれを公布する。
- 2 規程の制定改廃を行ったときは、大学のウェブサイトに掲載してこれを公布する。ただし、規程の内容上、学外者への公表が相当ではないと認められるときは、特に理事長又は学長の決裁を得て、学内に周知する適切な方法によって公布することができる。
 - 3 細則又は要綱等の制定改廃を行ったときは、学内の掲示板に掲示してこれを公布する。ただし、当該細則又は要綱等の性質上、学外者にも周知する必要があると認められるときは、これを大学のウェブサイトに掲載することができる。
 - 4 規程等は、公布の日から起算して20日を経過した日からこれを施行する。ただし、当該規定等においてこれと異なる施行期日を定めたときは、その定めによる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第1号)(抄)
(施行期日)

公立大学法人敦賀市立看護大学の規程等の制定手続に関する規則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。